

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
株式会社 エフティグループ
代表取締役社長 石 田 誠

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会を開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
 - 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 - 目的事項
報告事項
 - 第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

◎ 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少い

たします。そのため、当日会場に入場できる株主様の人数を制限する場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ftgroup.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ◎ 株主総会出席取締役及び運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ftgroup.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）は、当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下、「IFRS」という。）を適用しております。そのため、前連結会計年度の数値もIFRSベースに組み替えて比較・分析を行っております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により過去に例を見ない全世界での経済活動の停滞が懸念される状況が続いております。

このような状況のもと当社は、強みである国内事業において中小企業・個人事業主及び一般消費者を対象としたネットワークセキュリティ商品及び環境省エネルギーサービスの更なる普及並びに電力料金の削減提案・情報通信インフラの整備に注力いたしました。また、当連結会計年度にASEAN3ヶ国で環境関連商品の販売を行っていた現地法人の保有株式を譲渡することにより海外事業に掛かるリスクマネジメントコストを削減し、選択と集中を進めました。

当連結会計年度の業績は、売上収益が前年同期の45,658百万円から228百万円増加し、45,887百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

営業利益は、前年同期の5,763百万円から490百万円増加し、6,254百万円（前年同期比8.5%増）となり、税引前利益は、前年同期の5,829百万円から453百万円増加し、6,282百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年同期の3,846百万円から51百万円増加し、3,897百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

主なセグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【法人事業】

ストックサービスの主力商品として拡販している小売電力自社ブランド「エフエネでんき」の売上高が大幅に増加しました。情報通信及び環境省エネルギーサービスにおきましてはASEAN地域からの撤退によりLED照明・空調機器の販売が減少したものの、UTM (Unified Threat Management 統合脅威

管理)をはじめとするネットワークセキュリティ装置及びファイルサーバーの
販売が堅調に推移いたしました。

以上により、売上収益は前年同期の36,357百万円から2,990百万円増加し、
39,347百万円となり、セグメント利益(営業利益)は、前年同期の4,734百万
円から11百万円減少し、4,722百万円となりました。

【コンシューマ事業】

「再生可能エネルギーの固定買取制度」の期間満了に伴う需要が続き、家庭
用蓄電池の販売が好調に推移いたしました。光回線自社ブランド「ひかり速ト
ク」につきましては、契約コストの償却も終わりストック収益がセグメント利
益に大きく寄与いたしました。

以上により、売上収益は前年同期の10,851百万円から1,679百万円減少し、
9,171百万円となり、セグメント利益(営業利益)は、前年同期の1,296百万円
から2百万円減少し、1,294百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は127百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の 状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年5月13日にレカム株式会社が第三者割当により発行する普通
株式2百万株を297百万円で取得いたしました。

また、同日付で、当社の海外子会社4社の当社保有株式の80%をレカム株式
会社へ譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

IFRS

区 分 \ 期 別	第 34 期 2018年度	第 35 期 (当連結 会計年度) 2019年度
売 上 収 益 (百万円)	45,658	45,887
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円)	3,846	3,897
基本的1株当たり 当期利益 (円)	117.31	121.44
資 産 合 計 (百万円)	34,021	32,490
資 本 合 計 (百万円)	15,059	15,505

日本基準

区 分 \ 期 別	第 32 期 2016年度	第 33 期 2017年度	第 34 期 2018年度
売 上 高 (百万円)	39,712	41,218	45,833
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,273	2,785	3,733
1株当たり当期純利益 (円)	67.48	83.81	113.68
総 資 産 (百万円)	23,520	25,873	30,878
純 資 産 (百万円)	12,515	13,770	14,753

- (注) 1. 第35期(当連結会計年度)よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。ご参考までに第34期についてもIFRSに準拠した数値を併記しております。
2. IFRS「基本的1株当たり当期利益」及び日本基準「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。
3. IFRS「売上収益」及び日本基準「売上高」には、消費税等は含まれておりません。
4. 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 第35期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために第35期以前についても百万円単位に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は当社の株式を間接保有分も含め17,610千株(議決権比率55.7%)保有しております。また、当社は親会社から取締役の派遣を受けております。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。また、事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要はあると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフティコミュニケーションズ	100百万円	100.0%	関東地区におけるソリューション事業
株式会社アイエフネット	100百万円	100.0%	光コラボレーションサービスの提供及びISP事業
株式会社アレクソン	90百万円	93.3%	情報通信機器の企画開発・製造・販売
株式会社エフエネ	30百万円	100.0%	電力サービス事業
株式会社アローズコーポレーション	85百万円	50.6%	環境省エネサービス事業

- (注) 1. 上記5社は、会社の資本金、売上高及び総資産、当社の議決権比率を参考に選択しました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め26社であります。当連結会計年度の連結売上収益は45,887百万円（前年同期比0.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,897百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

④ その他

株式会社サンデックス（当社の連結子会社）は、2019年4月1日付でドコモショップ事業をMXモバイルリング株式会社へ譲渡いたしました。

株式会社アイエフネット（当社の連結子会社）と株式会社NEXT（当社の連結子会社）は、2019年4月1日付で節水装置（JET）に関する事業を吸収分割によりエコテクソリューション株式会社（当社の連結子会社）に承継いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① ストック収益の積み上げ

当社グループは「ストック収益の拡大」を方針として掲げ、毎月着実に収益が見込めるストック型の自社サービスの企画・開発・販売を行ってまいりました。更なるストック収益の積み上げを行うためには、新電力サービス「エフエネでんき」「FTでんき」、光コラボレーションサービス「ひかり速トク」「FT光」、節水装置「JET」、ビジネスホン等の定額保守サービスに続く、市場ニーズにあった新たな月額課金タイプのサービスの企画・開発が必要と考えております。加えて継続的な取引を見据え、顧客満足度向上に向けたサポート体制の強化、コンプライアンスの重要性の啓蒙を図ってまいります。

② 電力事業の拡充

ストック収益の中でも2016年4月の電力小売自由化以降に開始した電力事業の収益の比重が大きくなっております。今後においても大手電力会社等との競

争環境も激しくなることが見込まれますが、新たな販売パートナーとの提携、電力調達コストの競争力確保、市場環境の変化やお客様ニーズに対応するサービス変更を行い事業の拡充を目指してまいります。

③ マーケットシェアの拡大

情報通信サービス・環境省エネサービスにおいては、顧客のニーズは底堅いものがあるものの、同業他社との競合は激しさを増しております。その中でマーケットシェアを拡大するためには、当社の独自性を発揮し、他社との優位性を確保することが必要であります。引き続き顧客の業態やニーズに即した商品群の提案を通じて顧客満足度の更なる向上を図ると共に、パートナー企業の開拓をより一層強化し、既存事業とのシナジーが図れる企業を対象としたM&A等によりマーケットシェアを拡大してまいります。

④ 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が必要であります。

LED照明、空調機器、太陽光発電設備に続く消費電力低減サービスを開発すると共に、拡大している新電力サービスにおけるガス等他のインフラサービスを絡めたセットプランの拡充、今後市場拡大が予想されるIoT時代を見据えた新たなクラウド型サービスの開発と推進に注力してまいります。

⑤ 人員の確保及び教育

ストック収益の積み上げ、マーケットシェアの拡大を行うためには、人員の確保と教育は必要不可欠な要素となっており、重要な課題であると考えております。人員の確保については新卒者の定期採用を継続すると共に、経験者をターゲットとする中途採用を拡充してまいります。社員教育については、自社研修施設（つくばビジネスサポートセンター）を活用した集合研修を継続すると共に、社員の階層に合わせた研修プログラムの構築を行うこと等により引き続き教育強化に取り組んでまいります。

さらに、ストック収益の拡大方針に合わせた直販・パートナー開拓部門の人事制度の構築を行い、社員の士気を高めて生産性の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業の種類別セグメントの名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
法人事業	環境省エネサービス	LED照明、空調設備、節水装置「JET」等の販売施工保守	当 社 (株)エフティコミュニケーションズ (株)エフティコミュニケーションズウエスト (株)エフティ北日本 (株)エフティ東北 (株)エフティ東海 (株)エフティ中四国 (株)エフティ九州 (株)エフティエコソリューション (株)ジャパンTSS エコテクソリューション(株)
	情報通信サービス	ビジネスホン、OA機器、ファイルサーバー、UTM等の販売施工保守 法人向け光コラボレーション「FT光」	当 社 (株)エフティコミュニケーションズ (株)エフティコミュニケーションズウエスト (株)エフティ北日本 (株)エフティ東北 (株)エフティ東海 (株)エフティ中四国 (株)エフティ九州 (株)アレクソン (株)ジャパンTSS (株)アイエフネット
	電力サービス	電力小売「エフエネでんき」「FTでんき」	(株)エフエネ (株)NEXT
コンシューマ事業	情報通信サービス	光コラボレーション「ひかり速トク」	(株)アイエフネット (株)NEXT
	環境省エネサービス	太陽光発電設備・蓄電池等の販売施工	(株)アローズコーポレーション

(6) 主要な事業所

① 当 社

本 社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

② 法人事業の主要な販売拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道営業部	北海道札幌市	千葉営業部	千葉県千葉市
青森営業所	青森県青森市	茨城営業所	茨城県水戸市
東北営業部	宮城県仙台市	横浜営業部	神奈川県横浜市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	東海営業部	愛知県名古屋市
秋田営業所	秋田県秋田市	静岡営業所	静岡県静岡市
福島営業所	福島県郡山市	関西営業部	大阪府大阪市
山形営業所	山形県山形市	北陸営業所	石川県金沢市
本社営業部	東京都台東区	広島営業部	広島県広島市
関東営業部	埼玉県さいたま市	松山営業所	愛媛県松山市
栃木営業所	栃木県宇都宮市	九州営業部	福岡県福岡市
松本営業所	長野県松本市	長崎営業所	長崎県長崎市
北関東営業部	群馬県高崎市	熊本営業所	熊本県熊本市
新潟営業所	新潟県新潟市		

③ その他の拠点

名 称	所 在 地
つくばビジネスサポートセンター	茨城県つくば市
柏コーポラルセンター	千葉県柏市
盛岡コーポラルセンター	岩手県盛岡市
仙台コーポラルセンター	宮城県仙台市
大宮コーポラルセンター	埼玉県さいたま市
花巻コーポラルセンター	岩手県花巻市
大阪コーポラルセンター	大阪府大阪市

④ 主要な子会社等

名 称	所 在 地
株式会社 エフティコミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社 エフティコミュニケーションズウエスト	大阪府大阪市
株式会社 エフティ北日本	北海道札幌市
株式会社 エフティ東北	宮城県仙台市
株式会社 エフティ東海	愛知県名古屋
株式会社 エフティ中四国	岡山県岡山市
株式会社 エフティ九州	福岡県福岡市
株式会社 エフティエコソリューション	東京都中央区
株式会社 T R U S T	東京都中央区
株式会社 ジャパン T S S	東京都中央区
株式会社 アイエフネット	東京都中央区
株式会社 N E X T	千葉県柏市
株式会社 アントレプレナー	東京都中央区
株式会社 アレクソン	大阪府大阪市
株式会社 ジスターイノベーション	東京都中央区
株式会社 F R O N T I E R	東京都中央区
株式会社 エフエネ	東京都中央区
エコテクソリューション株式会社	東京都千代田区
株式会社 アローズコーポレーション	大阪府吹田市

(7) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
法人事業	830 (70)	△85 (△7)
コンシューマ事業	74 (28)	△22 (△8)
全社(共通)	57 (4)	△19 (△4)
合計	961 (102)	△126 (△19)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()内は臨時従業員の年間平均雇用人員(平均8時間)であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 法人事業の従業員数が前期末に比べて減少している主な理由は、海外子会社を当社グループから除外したことによるものであります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,071百万円
株式会社千葉銀行	1,500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 46,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,595,468株（自己株式1,666,848株を除く。）
- (3) 株主数 4,017名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	13,740,000株	43.49%
株式会社ハローコミュニケーションズ	3,870,000株	12.25%
畔柳誠	3,753,000株	11.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,053,500株	3.33%
村田機械株式会社	496,200株	1.57%
エフティグループ従業員持株会	470,500株	1.49%
根岸欣司	407,700株	1.30%
平崎敏之	388,200株	1.23%
清水直也	348,200株	1.10%
石田誠	324,300株	1.03%

(注) 当社は自己株式を1,666,848株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

① 当社役員に付与された新株予約権の概要

当社が当社役員を対象に既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりであります。

決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	権利行使時の1株当たりの払込金額	新株予約権の行使期間
第10回新株予約権 2012年5月18日 定時取締役会決議	700個	普通株式 210,000株	無償	1円	2012年6月5日 から2032年6月 4日まで
第11回新株予約権 2018年6月20日 定時取締役会決議	1,650個	普通株式 165,000株	1円	1,218円	2021年7月1日 から2026年12月 31日まで

(注) 1. 第10回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 - ③上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
2. 2013年10月1日付にて普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行ったため、第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」を調整しております。
 3. 2015年10月1日付にて普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行ったため、第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」を調整しております。
 4. 第11回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - ①新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行行使することができるものとする。
 - (a) 7,000百万円を超過した場合、割当てられた本新株予約権の50%まで
 - (b) 8,000百万円を超過した場合、割当てられた本新株予約権の75%まで
 - (c) 10,000百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
 なお、上記の営業利益の判定においては、有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた数とし、下記においても同様とする。
 - ②新株予約権者は、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記の各条件の達成時期に応じた次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合に対応した個数を上限として行使することができるものとする。
 - (a) 上記①の各営業利益額を達成した期に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年間
上記①に基づき当該新株予約権者が行使できる本新株予約権の総数の3分の1
 - (b) 上記(a)の期間を経過した後1年間
上記①に基づき当該新株予約権者が行使できる本新株予約権の総数の3分の2
 - (c) 上記(b)の期間を経過した後、行使期間の満了まで
上記①に基づき当該新株予約権者が行使できる全ての本新株予約権

- ③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりであります。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 ※監査等委員及び 社外取締役を除く	第10回新株予約権	700個	210,000株	1人
	第11回新株予約権	1,650個	165,000株	6人
社外取締役 ※監査等委員を除く	第10回新株予約権	一個	一株	一人
	第11回新株予約権	一個	一株	一人
取締役 (監査等委員)	第10回新株予約権	一個	一株	一人
	第11回新株予約権	一個	一株	一人

(注) 2013年10月1日付にて普通株式1株につき普通株式100株の割合での株式分割、及び2015年10月1日付にて普通株式1株につき普通株式3株の割合での株式分割を行ったため、第10回新株予約権の「目的である株式の数」を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務遂行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	畔 柳 誠	
代表取締役社長	石 田 誠	執行役員社長
取 締 役	島 田 理 廣	執行役員副社長営業統括本部長 株式会社アイエフネット代表取締役 株式会社シー・ワイ・サポート代表取締役
取 締 役	原 宏 樹	株式会社エフティコミュニケーションズ代表取締役
取 締 役	清 水 直 也	
取 締 役	山 本 博 之	常務執行役員コーポレート統括本部長
取 締 役	神 山 仁 志	株式会社光通信電力事業部執行役員
取 締 役	大 橋 弘 幸	株式会社光通信営業統括本部アライアンス・ファイナンス部執行役員
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 檜 山 義 男	株式会社ジャパンTSS監査役
取 締 役 (監査等委員)	半 田 茂	朝日税理士法人代表社員税理士
取 締 役 (監査等委員)	隈 部 泰 正	はる総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ監査役

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小檜山義男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）半田茂氏及び隈部泰正氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）小檜山義男氏及び半田茂氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・小檜山義男氏は、当社の経理部において通算9年以上にわたり経理・決算関係業務に従事しておりました。
 - ・半田茂氏は税理士の資格を有しております。
4. 取締役半田茂氏及び隈部泰正氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2019年6月18日開催の第34回定時株主総会において、神山仁志氏及び大橋弘幸氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役和田英明氏は、2019年6月18日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	233百万円 （一百万円）
取 締 役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	23百万円 （7百万円）
合 計	9名	256百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬総額は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会において、賞与も含め年額600百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬総額は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会において、賞与も含め年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）8名（うち、無報酬2名）、取締役（監査等委員）3名であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要としては、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは取締役（業務執行取締役等を除く）がその責任の原因となった職務遂行につき善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役（監査等委員）半田茂氏は、朝日税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
社外取締役（監査等委員）隈部泰正氏は、はる総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	半 田 茂	当事業年度の取締役会には、18回中18回、また、監査等委員会には、13回中13回出席しました。主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜質問・発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	隈 部 泰 正	当事業年度の取締役会には、18回中18回、また、監査等委員会には、13回中13回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問・発言を行っております。

⑤ 当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

当社は、会社法第399条の13及び会社法施行規則第110条の4に定める「業務の適正を確保するための体制」について下記のとおり定め、その構築に向け取り組んでおります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。「取締役会規則」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締

役会で決定しております。当社は、監査等委員会設置会社であり、各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席並びに経営戦略会議への出席、業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を中心とした子会社を含めた全社的な当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議においても、取締役、執行役員及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされております。加えて、内部監査及び「企業倫理ヘルプライン」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っております。取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。業績管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に取締役に提供しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業倫理憲章」及び「エフティグループ役職員行動規範」を定め、当社グループ全役職員に周知するとともに、法令及び社会規範並びに社内規程厳守についての教育・啓蒙活動を実施しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門である「監査部」が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

また、各子会社の取締役は、「グループ経営会議」を通じて当社取締役に定期的に報告する体制を整えるとともに、子会社の取締役会における意思決定にあ

たっては、十分かつ適切な情報が各子会社取締役提供されております。業務管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に各子会社取締役提供しております。

加えて、「企業倫理ヘルプライン」については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、子会社も含めた当社グループ全体におけるコンプライアンスの実効性を確保することとしています。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役または監査役を派遣し、業務の適正を確保しております。当社の関係会社の管理部署は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。また、内部監査部門である「監査部」が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会から要請があった場合には、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下、「監査等補助人」という。）を配置します。

⑧前号の監査等補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等補助人に対する日常の指揮命令権は、監査等委員会にあり、監査等委員でない取締役からは、指揮命令を受けません。当社は、監査等補助人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社は、取締役、従業員及び子会社の役職員が監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定めております。監査等委員会は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めています。監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができます。

また、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについて審議する「コンプライアンス委員会」には、当社の常勤監査等委員である取締役が出席することとし、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについては、速やかに監査等委員会に報告する体制をとっています。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、監査部及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとします。

監査等委員会は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとします。また、会社法に基づく前払い等の請求がある場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないとは認められる場合を除き、当社は支払うものとします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を四半期に1回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、当社グループのコンプライアンス体制を見直しを図りました。また、リスク管理規程に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

当社の取締役会は、非業務執行取締役2名を含む取締役8名で構成し、監査等委員である取締役3名も出席した上で定時取締役会は毎月1回、その他適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しました。

当社は常勤役員等で構成する経営戦略会議を設置し、原則として月2回開催しております。取締役会へ付議する事項を含む経営上の重要事項について、その内容や目的・効果など多角的な視点から審議し、代表取締役に対して諮問を行うことにより、経営意思決定の効率化・迅速化を図っております。

当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。また、各子会社からの業務執行状況の報告等を通じて、子会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成することを目的としてグループ経営会議を設置し、適宜開催しております。

内部監査部門である監査部は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代

表取締役及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員である取締役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役間の情報共有に基づき会社の状況を把握いたしました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員である取締役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議及びコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当は、各期の連結業績および内部留保を総合的に勘案した上で、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する配当性向50%を目途に、将来の事業展開等を総合的に考慮し決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る」旨を定款で定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針ならびに当連結会計年度の業績を考慮し、1株当たり35円の配当を実施することとしました。この結果、当期の年間配当金は、既に実施しております中間配当金1株当たり26円を含めまして、61円となりました。

また、次期の配当金は、中間配当26円、期末配当35円とし、1株当たり年間配当金61円を予定しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,567	流動負債	3,555
現金及び預金	1,724	買掛金	310
売掛金	494	短期借入金	700
リース債権	510	1年内返済予定の長期借入金	725
商品	130	1年内償還予定の社債	300
貯蔵品	49	リース債務	7
前渡金	31	未払金	414
前払費用	65	未払費用	45
関係会社未収入金	788	未払法人税等	314
未収入金	347	前受金	56
その他	532	預り金	603
貸倒引当金	△105	賞与引当金	41
固定資産	14,606	返品調整引当金	20
(有形固定資産)	(675)	その他	14
建物	449	固定負債	5,886
構築物	2	社債	300
機械装置及び運搬具	17	長期借入金	5,526
工具、器具及び備品	6	その他	60
リース資産	7		
土地	191	負債合計	9,441
(無形固定資産)	(92)	(純資産の部)	
ソフトウェア	86	株主資本	9,553
その他	5	資本金	1,344
(投資その他の資産)	(13,838)	資本剰余金	1,231
投資有価証券	1,262	資本準備金	1,231
関係会社株式	3,091	利益剰余金	8,720
関係会社社債	124	利益準備金	24
長期貸付金	625	その他利益剰余金	8,695
関係会社長期貸付金	8,016	繰越利益剰余金	8,695
差入保証金	682	自己株式	△1,742
繰延税金資産	185	評価・換算差額等	164
その他	88	その他有価証券評価差額金	164
貸倒引当金	△238	新株予約権	13
資産合計	19,173	純資産合計	9,731
		負債及び純資産合計	19,173

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		4,708
営業収益		
関係会社受取配当金	2,738	
業務受託手数料	1,853	4,591
売上高及び営業収益合計		9,300
売上原価		2,513
売上総利益		6,786
販売費及び一般管理費		2,483
営業費用		1,549
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		4,032
営業利益		2,753
営業外収益		
受取利息及び配当金	96	
受取家賃	136	
その他	23	256
営業外費用		
支払利息	46	
貸借収入原価	115	
その他	21	183
経常利益		2,826
特別利益		
関係会社株式売却益	1,295	
その他	50	1,345
特別損失		
固定資産除却損	3	
減損損失	40	
その他	0	44
税引前当期純利益		4,127
法人税、住民税及び事業税	416	
法人税等調整額	△2	413
当期純利益		3,714

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2019年4月1日残高	1,344	1,231	1,231	24	9,777	9,802	△3,371	9,006
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,903	△1,903		△1,903
当期純利益					3,714	3,714		3,714
自己株式の取得							△1,263	△1,263
自己株式の消却					△2,892	△2,892	2,892	—
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△1,082	△1,082	1,628	546
2020年3月31日残高	1,344	1,231	1,231	24	8,695	8,720	△1,742	9,553

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年4月1日残高	23	23	13	9,043
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,903
当期純利益				3,714
自己株式の取得				△1,263
自己株式の消却				—
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	141	141		141
事業年度中の変動額合計	141	141	—	687
2020年3月31日残高	164	164	13	9,731

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …………… 月次総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法に基づく原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物の39年～50年であります。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

投資不動産 …………… 定率法によっております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金 …………… 将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の

取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更

表示単位の変更

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	640百万円
投資不動産の減価償却累計額	1百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	253百万円
短期金銭債務	624百万円
長期金銭債務	461百万円

(3) 取締役に対する金銭債権

金銭債権	234百万円
------	--------

(4) 担保に供している資産

現金及び預金	164百万円
建物及び構築物	403百万円
土地	191百万円

上記資産について、買掛金135百万円、長期借入金275百万円、一年内返済予定の長期借入金25百万円の担保に供しております。

(5) 保証債務

LEDレンタル契約に係る残価保証に対する保証債務

株式会社エフティコミュニケーションズ	59百万円
株式会社エフティコミュニケーションズウエスト	35百万円
日本メディアシステム株式会社	24百万円
日本通信機器株式会社	23百万円
株式会社エフティエコソリューション	13百万円
その他	48百万円
合計額	204百万円

(6) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越極度額から借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,300百万円
借入実行残高	700百万円
差引額	600百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	645百万円
営業収益	1,861百万円
仕入高	386百万円
営業費用	325百万円
販売費及び一般管理費	160百万円
営業取引以外の取引	
受取利息及び配当金	61百万円
受取家賃	138百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	3,815,851	886,881	3,035,884	1,666,848
合計	3,815,851	886,881	3,035,884	1,666,848

(注) 1 自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

2 自己株式の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
返品調整引当金	6百万円
棚卸資産	15百万円
賞与引当金	12百万円
貸倒引当金	105百万円
未払事業税	16百万円
預り金	21百万円
前受金	15百万円
減損損失	25百万円
投資有価証券評価損	120百万円
関係会社株式	132百万円
その他有価証券評価差額金	18百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	510百万円
評価性引当額	△325百万円
繰延税金資産合計	185百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
子会社	㈱エフエネ	東京都 中央区	30	電力の販 売	(所有) 直接 100.0%	兼任 3名	資金の貸 付	資金の貸付 (注) 1	3,757	関係会社 長期貸付金	7,676
								利息の受取	57	流動資産 その他 (未収利息)	—
子会社	㈱アントレプ レナー	東京都 中央区	40	通信機器 の卸売	(所有) 直接 87.2%	兼任 1名	資金の借 入	資金の借入	400	関係会社 長期借入 金	400
								利息の支払	0	流動負債 その他 (未払利 息)	—
子会社	㈱ウォーター セレクト	東京都 新宿区	10	コールセ ンター事 業	(所有) 直接 48.0%	兼任 1名	資金の 貸付	資金の貸付 (注) 1	100	関係会社 長期貸付金	300
								利息の受取	2	流動資産 その他 (未収利息)	—
							社債の 引受	社債の引受 (注) 2	—	関係会社 社債	90
								利息の受取	0	流動資産 その他 (未収利息)	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 転換社債型新株予約権付社債の金利条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しておりま
す。また、担保の受入はありません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 または職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	㈱アイ・イ ーグループ	東京都 豊島区	101	オフイ ス・オ ートメ ーシ ョン機 器販 売	—	—	商品の 仕入先	商品の 仕入	26	買掛金	2
								販売 奨励金 の受取	54	未収入金	4
										差入 保証金	342

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
役員	畔柳 誠	—	—	当社の 代表取 締役	(被所有) 直接 11.9%	—	資金の付 貸 (注)	貸付金の 回収	1	長期貸付 金	46
								利息の受 取	0	—	—
役員	石田 誠	—	—	当社の 代表取 締役	(被所有) 直接 1.0%	—	資金の付 貸 (注)	貸付金の 回収	1	長期貸付 金	46
								利息の受 取	0	—	—
役員	島田 理廣	—	—	当社の 取締役	(被所有) 直接 0.5%	—	資金の付 貸 (注)	貸付金の 回収	1	長期貸付 金	46
								利息の受 取	0	—	—
役員	清水 直也	—	—	当社の 取締役	(被所有) 直接 1.1%	—	資金の付 貸 (注)	貸付金の 回収	1	長期貸付 金	46
								利息の受 取	0	—	—
役員	原 宏樹	—	—	当社の 取締役	(被所有) 直接 0.2%	—	資金の付 貸 (注)	貸付金の 回収	1	長期貸付 金	46
								利息の受 取	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

307円59銭

1株当たり当期純利益

115円74銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社エフティグループ
取締役会

御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 村 啓 文 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフティグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
流動資産	19,022	流動負債	8,420
現金及び現金同等物	8,902	営業債務及びその他の債務	4,873
営業債権及びその他の債権	8,610	有利子負債	2,080
棚卸資産	899	未払法人所得税	606
その他の金融資産	292	その他の金融負債	4
その他の流動資産	318	その他の流動負債	853
非流動資産	13,468	固定負債	8,564
有形固定資産	2,125	有利子負債	8,252
使用権資産	1,785	確定給付負債	51
のれん	404	その他の非流動負債	240
無形固定資産	164	繰延税金負債	20
その他の金融資産	3,336	負債合計	16,984
繰延税金資産	733	(資本)	
契約コスト	4,852	親会社の所有者に帰属する持分	15,299
その他の非流動資産	66	資本金	1,344
資産合計	32,490	資本剰余金	1,200
		利益剰余金	14,496
		自己株式	△1,742
		非支配持分	206
		資本合計	15,505
		負債及び資本合計	32,490

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		45,887
売上原価		28,715
売上総利益		17,172
その他の収益	1,153	
販売費及び一般管理費用	11,839	
その他の費用	232	10,918
営業利益		6,254
金融収益		144
金融費用		116
税引前当期利益		6,282
法人所得税費用		2,370
当期利益		3,911
当期利益の帰属		
親会社の所有者	3,897	
非支配持分	14	3,911

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結持分変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	
2019年4月1日残高	1,344	1,196	15,426	△3,371	13	14,610
当期包括利益						
当期利益			3,897			3,897
その他の包括利益					77	77
当期包括利益合計	—	—	3,897	—	77	3,975
所有者との取引額等						
剰余金の配当			△1,903			△1,903
連結範囲の変動			△122			△122
自己株式の取得				△1,263		△1,263
自己株式の消却			△2,892	2,892		—
支配継続子会社に対する持分変動		3				3
利益剰余金への振替			91		△91	—
所有者との取引額合計	—	3	△4,827	1,628	△91	△3,286
2020年3月31日残高	1,344	1,200	14,496	△1,742	—	15,299

	非支配持分	資本合計
2019年4月1日残高	449	15,059
当期包括利益		
当期利益	14	3,911
その他の包括利益		77
当期包括利益合計	14	3,989
所有者との取引額等		
剰余金の配当		△1,903
連結範囲の変動	△257	△379
自己株式の取得		△1,263
自己株式の消却		—
支配継続子会社に対する持分変動		3
利益剰余金への振替		—
所有者との取引額合計	△257	△3,543
2020年3月31日残高	206	15,505

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

当社グループは、2020年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを適用しており、IFRS移行日は2018年3月31日であります。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 26社

<連結子会社の名称>

株式会社エフティコミュニケーションズ	株式会社エフティ北日本
株式会社エフティ東北	株式会社エフティコミュニケーションズウエスト
株式会社エフティ東海	株式会社エフティ九州
株式会社アイエフネット	株式会社ジャパンTSS
株式会社NEXT	株式会社サンデックス
株式会社TRUST	株式会社シー・ワイ・サポート
株式会社ジスターイノベーション	株式会社アントレプレナー
株式会社アレクソン	株式会社FRONTIER
株式会社エフティ中四国	株式会社ニューテック
株式会社エフティオペレーションS&S	株式会社エフティエコソリューション
エコテックソリューション株式会社	株式会社アローズコーポレーション
株式会社エフエネ	株式会社エフティビジネスS&S
株式会社A. E. C	株式会社まちの保険屋さん

- ・ 株式譲渡による減少：RECOMM BUSINESS SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.
RECOMM BUSINESS SOLUTIONS (ASIA) CO., LTD.
FTGroup (Philippines), Inc.
FTGroup (Philippines) Tradng, Inc.
PT FT Group Indonesia

(商号変更)

- ・ RECOMM BUSINESS SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD. は2020年2月にFTGroup (Thailand) Co., Ltd. から商号変更しております。
- ・ RECOMM BUSINESS SOLUTIONS (ASIA) CO., LTD. は2020年2月にFTGroup (Asia) Co., Ltd. から商号変更しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 金融商品の評価基準及び評価方法

金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない

営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したもののについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在

価値として測定しております。

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体または一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額で認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として月次総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③ 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物

38～50年

機械装置及び運搬具

2～17年

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、「注記3. 重要な会計方針(2) 企業結合」に記載しております。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損については「注記3. 重要な会計方針(11) 非金融資産の減損」に記載しております。

無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす自己創設無形資産は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって、定額法にしておりま
す。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア

5年

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見
積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

(借手側)

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現
在価値として測定を行っています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直
接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコスト
を加えた額で当初の測定を行っています。使用権資産は、資産の耐用年数またはリース期間
のうちいずれか短い方の期間にわたり規則的に、減価償却を行っています。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残
高の返済部分とに配分しています。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却
費と区分して表示しています。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的には
リースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当
該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれか
により費用として認識しております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引においては、正味リース投資未回収額をリース債権として連結財
政状態計算書に計上しており、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分と
に区分し、受取リース料の利息相当部分は連結損益計算書において収益として認識しておりま
す。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上し
ており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益とし
て認識しております。

⑤ 非金融資産の減損

a. 有形固定資産及びのれん以外の無形資産の減損

当社グループでは、期末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す
兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収
可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額
を見積もっております。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立した
キャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しており
ます。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリス
クを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収
可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失
の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合に
は、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額

が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

b. のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っておりません。

⑥ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間的価値が重要な場合には、期末日におけるキャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

⑦ 従業員給付

a. 退職後給付

当社グループは、主として従業員の退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しております。

b. その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、それらを支払う現在の法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

有給休暇については、累積型有給休暇制度に係る法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて見積られる金額を負債として認識しております。

⑧ 外貨換算

a. 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

b. 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の決算日レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しております。

c. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）に

については決算日レート、収益及び費用については取引日の為替レートに近似するレートで換算し、在外営業活動体の換算差額はその他の包括利益に認識しております。

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた、在外営業活動体の換算差額は、処分による利得又は損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

⑨ 収益認識

IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益及びIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(または充足するに応じて)収益を認識する。

顧客との契約獲得のための増分コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。当該資産については、顧客の見積利用期間（2～3年）にわたって費用を配分しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	464百万円
その他の金融資産	191百万円

(2) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,274百万円
----------------	----------

(3) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	177百万円
有形固定資産	999百万円

上記資産について、営業債務及びその他の債務421百万円、流動負債の有利子負債27百万円、非流動負債の有利子負債279百万円及びその他の流動負債0百万円の担保に供しております。

(4) 保証債務

LEDレンタル契約に係る残価保証に対する保証債務

日本メディアシステム株式会社	24百万円
日本通信機器株式会社	23百万円
株式会社東名	8百万円
その他	15百万円
合計額	71百万円

(5) 取引銀行と当座貸越契約を締結しており、当座貸越極度額から借入実行残高を差し引いた額は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600百万円
借入実行残高	800百万円
差引額	800百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

その他の収益

当連結会計年度において、当社の海外子会社5社（孫会社1社含む。）について、当社保有の株式の80%を譲渡したことにより、当該株式の売却に伴う利得780百万円を計上しております。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	36,298,200	—	3,035,884	33,262,316
合計	36,298,200	—	3,035,884	33,262,316

(注) 発行済株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	3,815,851	886,881	3,035,884	1,666,848
合計	3,815,851	886,881	3,035,884	1,666,848

(注) 1 自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

2 自己株式の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月20日 取締役会	普通株式	1,071	33	2019年3月31日	2019年6月19日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	831	26	2019年9月30日	2019年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日 取締役会	普通株式	繰越利益 剰余金	1,105	35	2020年3月31日	2020年6月24日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

決議日	新株予約権の数	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第10回新株予約権 2012年5月18日 定時取締役会決議	700個	普通株式	210,000株
第11回新株予約権 2018年6月20日 定時取締役会決議	4,300個	普通株式	430,000株
新株予約権個数合計	5,000個	新株予約権の目的 となる株式数合計	640,000株

(注) 第11回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 財務リスクの基本方針

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、市場リスク及び流動リスク）に晒されており、そのため、社内管理規定等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループでは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

当社は、経理規定に従い、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産について、各事業部門及び財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、財務経理部が同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

連結会計年度の末日現在における最大信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

当社グループでは、営業債権及びその他の債権とその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権及びその他の債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合には、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収や、再三の催促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の金融資産については、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。

(ii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(iii) 市場リスクの管理

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには為替リスク、金利リスク、価格変動リスクがあります。

デリバティブ取引については、経理規定に基づき、財務経理部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照会等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

・為替リスク

当社グループは、外貨建ての金融取引を行っており、外国為替相場の変動リスクに晒されております。

・金利リスク

当社グループは、運転資金及び設備投資資金の調達において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。当該金利変動リスクを低減するため、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、必要に応じて金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

・株価変動リスク

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、資本性金融資産（株式）の価格変動リスクに晒されております。これらの資本性金融商品については、定期的に市場価格や発行体の財政状態を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当社グループでは、短期トレーディング目的で保有する資本性金融資産はなく、これらの投資を活発に売買することはしていません。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値と合理的に近似となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は以下に含めておりません。

	当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
金融負債		
長期借入金(1年内返済予定含む)	6,872	6,861
社債(1年内償還予定含む)	677	676

公正価値の測定方法

・長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

・社債

社債については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

6. 収益認識に関する注記

当社グループは、販売先・サービス別の事業部を置き、事業部を統括する営業本部において取り扱う販売先・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。当社グループでは、多種多様な製品及びサービスを提供しており、これらを「電力サービス」、「情報通信サービス」及び「環境省エネサービス」に分類しております。これらのサービスラインから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、売上収益に含まれる変動対価等の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に含まれており重要な金融要素はありません。

(1) 電力サービス

電力サービスラインにおいては、電力の供給と維持管理を行うことを主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービス内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、売上収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で充足されるものであります。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

(2) 情報通信サービス

情報通信サービスラインにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、OA機器、ビジネスホン、ファイルサーバー・UTM等の情報通信機器の販売・施工・保守、ならびにインターネットサービスの提供を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客または信販会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービス内容の区分可能性や顧客または信販会社への移転パターンに基づき主な履行義務を以下の通り識別し、売上収益を認識しております。

当社グループは、顧客にそのサービスを提供した時点で、信販会社においてはそのサービスの提供が信販会社で確認できた時点で充足されるものであります。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、値引き、購入量に応じた割戻し等を控除しており、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。なお、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

また、一部の子会社については、製品の販売に関連して、販売後の一定期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理を行う等の製品保証を提供しております。当該保証は、製品が顧客との間で合意された使用に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであり、過去の製品保証実績を考慮して将来見込まれる支出を見積り、製品保証引当金として認識しております。

(3) 環境省エネサービス

環境省エネサービスラインにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、節水装置・LED・エアコン・蓄電池・太陽光パネル等の環境省エネ商材の販売・施工・保守を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客または信販会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービス内容の区分可能性や顧客または信販会社への移転パターンに基づき主な履行義務を以下の通り識別し、売上収益を認識しております。

当社グループは、顧客にそのサービスを提供した時点で、信販会社においてはそのサービスの提供が信販会社で認識できた時点で充足されるものであります。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1～2ヶ月以内に支払いを受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便

法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、値引き、購入量に応じた割戻し等を控除しており、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。なお、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	484円22銭
基本的1株当たり当期利益	121円44銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社エフティグループ
取締役会

御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘 人 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓 文 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフティグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エフティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社エフティグループ 監査等委員会

監査等委員 小檜山 義 男 ㊟

監査等委員 半 田 茂 ㊟

監査等委員 隈 部 泰 正 ㊟

(注) 1. 監査等委員半田茂及び隈部泰正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営陣強化のため取締役2名を増員して取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案について監査等委員会において検討がなされ、意見陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
1	くろやなぎ まこと 畔柳 誠 (1963年5月19日)	1987年3月 当社入社 1994年9月 同 取締役 2000年10月 同 取締役営業本部長 2002年3月 同 代表取締役社長 2005年4月 同 代表取締役社長執行役員CEO 2013年6月 同 代表取締役会長（現任） （現在に至る）	3,753,000
2	いしだ まこと 石田 誠 (1967年11月1日)	1993年11月 当社入社 2005年6月 同 取締役執行役員COO 2011年6月 同 取締役執行役員ソリューション東日本事業部長 2012年6月 同 取締役常務執行役員ソリューション営業本部長 2013年6月 同 取締役専務執行役員ソリューション営業本部長 2015年6月 同 代表取締役執行役員社長ソリューション営業本部長 2017年4月 同 代表取締役執行役員社長法人事業統括本部長 2019年4月 同 代表取締役執行役員社長（現任） （現在に至る）	324,300

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
3	しまだ みちひろ 島田 理 廣 (1982年6月9日)	2007年2月 当社入社 2010年6月 同 執行役員ダイレクトマーケティング事業 部長 2012年6月 同 上級執行役員ネットワーク営業本部副本 部長兼ダイレクトマーケティング事業部長 2012年6月 株式会社シー・ワイ・サポート代表取締役 (現任) 2014年4月 当社 上級執行役員ネットワーク営業本部長 2015年6月 同 取締役上級執行役員ネットワーク営業本 部長 2016年4月 株式会社アイエフネット代表取締役 (現任) 2016年4月 当社 取締役上級執行役員ネットワーク事業 本部長 2019年4月 同 取締役執行役員副社長営業統括本部長 (現任) (現在に至る)	167,000
4	やまもと ひろゆき 山本 博 之 (1966年1月28日)	1988年8月 当社入社 2005年4月 同 財務管理部長 2010年6月 同 執行役員管理部長 2013年6月 同 取締役執行役員コーポレート統括部長 2015年6月 同 取締役常務執行役員コーポレート統括本 部長 (現任) (現在に至る)	180,700
5	さとう まさし 佐藤 政 志 (1974年4月13日)	1994年4月 当社入社 2012年4月 同 執行役員関西事業部長 2015年8月 株式会社エフティコミュニケーションズ代表 取締役 2018年12月 株式会社エフティ東北代表取締役 (現任) 2019年4月 当社執行役員ソリューション事業本部東日本 ブロック担当 2020年4月 同 執行役員ソリューション事業部東日本ブ ロック担当 (現任) (現在に至る)	89,800
6	いぬま けい 飯沼 敬 (1968年2月12日)	1990年8月 当社入社 2005年4月 同 執行役員情報通信サービス関連事業担当 2017年5月 株式会社エフティコミュニケーションズウエ スト代表取締役 (現任) 2019年4月 当社執行役員ソリューション事業本部西日本 ブロック担当 2020年4月 同 執行役員ソリューション事業部西日本ブ ロック担当 (現任) (現在に至る)	110,000

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
7	あんどう のぶひこ 安藤 暢彦 (1971年5月8日)	1998年8月 当社入社 2012年4月 同 執行役員新規事業推進室長 2016年6月 株式会社エフエネ代表取締役(現任) 2019年4月 当社執行役員ネットワーク事業本部エフエネ担当 2020年4月 同 執行役員小売電力事業担当兼会長室担当(現任) (現在に至る)	42,100
8	かみやま ひとし 神山 仁志 (1988年12月27日)	2009年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング入社 2014年8月 株式会社光通信入社 2016年6月 株式会社ハルエネ代表取締役(現任) 2017年4月 株式会社光通信電力事業部執行役員(現任) 2018年11月 株式会社ひまわりでんき取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (現在に至る)	—
9	おおはし ひろゆき 大橋 弘幸 (1976年6月19日)	2009年4月 株式会社光通信入社 2015年6月 メディエイターコミュニケーションズ株式会社取締役(現任) 2015年11月 株式会社リージェント取締役(現任) 2015年12月 アドベント株式会社取締役(現任) 2016年8月 株式会社MEモバイル取締役(現任) 2018年1月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役(現任) 2018年4月 株式会社光通信 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部執行役員(現任) 2018年11月 株式会社ひまわりでんき取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (現在に至る)	—
10	かしわざき よしたか 柏崎 由隆 (1978年8月10日)	2004年9月 株式会社光通信入社 2009年5月 同 法人事業本部統轄部長 2012年10月 株式会社メンバーズモバイル代表取締役 2017年4月 株式会社光通信執行役員法人事業部長(現任) 2019年5月 株式会社NO.1パートナー取締役(現任) (現在に至る)	—

(注) 神山仁志氏、大橋弘幸氏、及び柏崎由隆氏は株式会社光通信の執行役員であります。株式会社光通信は当社の親会社であり、当社は同社との間で「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結しております。その他各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
1	おおしま としや 大 嶋 敏 也 (1979年9月20日)	2005年4月 株式会社光通信入社 2015年8月 同 管理本部長室部長 2017年5月 株式会社BOD取締役(現任) 2018年7月 株式会社光通信人事部長(現任) 2019年6月 株式会社NFCホールディングス監査役(現任) (現在に至る)	—
2	はん だ しげる 半 田 茂 (1966年4月7日)	1994年1月 相川税務会計事務所入社 2003年4月 半田会計事務所 開設 2005年4月 朝日税理士法人設立 代表社員(現任) 2009年6月 当社 監査役 2016年6月 当社 監査等委員である取締役(現任) (現在に至る)	—
3	くまべ やすまさ 隈 部 泰 正 (1973年6月2日)	2002年10月 弁護士登録(55期・東京弁護士会) はる総合法律事務所(旧飯田・栗宇・早稲本 特許法律事務所)入所 2010年1月 はる総合法律事務所パートナー弁護士(現任) 2012年6月 当社 監査役 2015年12月 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ監査役(現任) 2016年6月 当社 監査等委員である取締役(現任) (現在に至る)	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 半田茂氏及び隈部泰正氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 半田茂氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として、会計面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映して頂けるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の取締役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、税理士として培われた専門的な知識と見識並びに代表社員として税理士法人の運営経営経験も有しており、当社の社外取締役の職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。
4. 隈部泰正氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映して頂けるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の取締役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、半田茂氏及び隈部泰正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役と

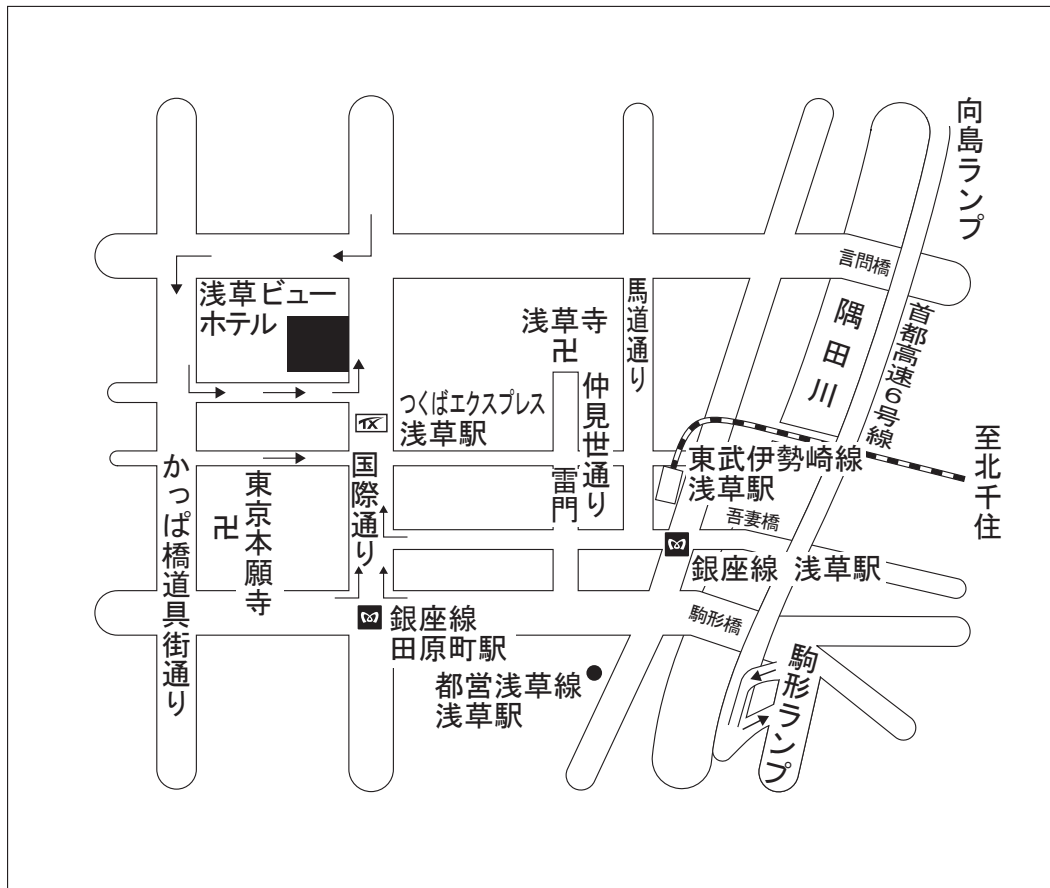
して同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。大嶋敏也氏、半田茂氏及び隈部泰正氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 半田茂氏及び隈部泰正氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 浅草ビューホテル 4階 飛翔の間
東京都台東区西浅草三丁目17番1号
連絡先 03-3847-1111 (ホテル代表番号)



〔交通のご案内〕

- | | | |
|-------------------|--------|--------|
| ● つくばエクスプレス | 「浅草駅」 | 直結 |
| ● 東京メトロ銀座線 | 「田原町駅」 | 徒歩7分 |
| ● 東京メトロ・都営浅草線 | 「浅草駅」 | 徒歩10分 |
| ● 東武伊勢崎線 | 「浅草駅」 | 徒歩10分 |
| ● JR「上野駅」よりタクシー利用 | | タクシー5分 |